

「言語的人権」についての批判的考察

—欧州地域少数言語憲章と「少数言語」—

佐野直子

1. 問題の所在

近年、言語をめぐる新しい問題が注目を集め、日本でもさまざまな議論がなされるようになってきている。すなわち、一つは90年代以降特にいちじるしい英語の「地球語化」とそれに伴う「言語帝国主義」の問題¹、もう一つは数多くの言語が国家の単一言語主義や大言語の言語帝国主義によって抑圧され、言語的多様性がかつてない速さで失われつつあるという危機感²である。

その中で、「少数言語 (minority language)」または「危機に瀕した言語 (endangered language)」と言われるような諸言語とその話者を保護するため、欧米諸国を中心に「言語的人権 (Linguistic Human Rights)」という概念が導入されるようになった。「言語的人権」にはさまざまな要素が含まれるが、その根幹をなす理念は「全ての言語共同体は権利において平等である (世界言語権宣言第10条)」であろう。すなわち、少数言語話者であるためにこうむるさまざまな差別や不平等を「人権」という理念のもとで是正し、その話者の「復権」とその言語社会の「正常化 (normalizaci6)³」をはかることが目的といえる。特に西欧諸国やカナダにおいては、帰属する言語によって受けることのできる公的サービスの格差を問題視し、あらゆる公的な場面 (特に公教育の場面) において「自集団の言語」を選択できる権利として発展してきた。

現在、各国または国際機関において、この権利を保証するための法律や憲章などが成文化され、「言語的人権」はある程度認知されつつある。一方で、「言語権は普遍的な人権として扱えるか」という法学的な論議のほか、実際にこの「権利」を守るための政策をうちだすにあたっての様々な問題点も現れてきつつある。

本論文では「言語的人権」が比較的問題なく認知されつつあるヨーロッパと、その中で「少数言語問題」の存在すら認めていなかったフランスに焦点を絞る。1992年、ヨーロッパ審議会 (Conseil de l'Europe) は、少数言語の保護と使用の促進を訴えた「欧州地域語・少数言語憲章」を採択し、各加盟国に批准を求めた。フランスは1999年5月に署名に踏み切ったが、その直後にこの憲章はフランス憲法院によって違憲判決を受けた。その時行われた議論を通して、「権利」の名のもとに少数言語を「公的」に使用することを主張し、具体的な措置をとろうとするときに現れてくる問題—「言語的人権」による言語正常化政策の射程とその限界—を検討したい。

2. 「言語的人権」とは何か — その歴史と問題点

言語についての問題を法規的に統制しようとする試みそれ自体の歴史は古い⁴。とくに19世紀に入ってからは、欧米諸国で近代国民国家建設とともに単一言語主義が拡大する一方で、国際条約で初めて民族的少数者の存在が認められ、スイス、カナダ、ベルギー、さらにオーストリア帝国などにおいて一国内で複数の言語の使用の権利を認める法律が制定されるようになった⁵。戦後、世界人権宣言第2条では「第2条 全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位によるいかなる差別もなしにこの宣言に示されるすべての権利と自由を有する（下線強調筆者）」という非差別規定が明記され、言語の問題が権利の問題であることが示される。

さらに、1966年には「市民的及び政治的権利に関する人権規約」の第27条において、「種族的、宗教的または言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属するものは、その集団の他の構成員と共に自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（下線強調筆者）」とする少数者の権利が明示される。この条文は「言語権にとって最も重要⁶」であると同時に、ここにいう「少数者」とは誰なのか、「否定されない」とは具体的にはどういうことか、など「言語権を含む少数者の権利への新たな関心⁷」を喚起した。

折しも60～70年代は、アフリカ諸国などが次々に独立を果たし、新興独立国家がいかなる言語政策をとるかが注目されていた時期でもあった⁸。そして、アジア・アフリカの動きに触発されるかのように、欧米諸国でも国内の民族的少数者の運動（ethnic revival）が盛んになる。それらの運動は国家として独立することはめざさないまでも、「エスニックな集団」としてのアイデンティティを主張し、地方自治や連邦制などを訴えた。その結果、いくつかの地域では国内におけるマイノリティの言語の公的な使用を促進するための「言語法」が各国で制定されるようになった⁹。これらの国内法による言語の規定は、今までは存在を無視されてきた言語が「選択肢」として認められたことを示す、いわば運動のひとつのゴール地点であったが、同時に、従来はエスニック・マイノリティであることの証拠としてそこにありさえすればよかった少数言語を、いかにして守り、どのような形で使用していくか、その具体的な「正常化」政策の在り方を模索するスタート地点ともなった。

しかし、「言語共同体」の境界線が国境と一致していることはそもそも非常に少ない中で、各国国内法による少数言語の保護がそれぞれのやり方で進んでいくと、ある言語が国境のこちら側では法律によって保護されているのに向こう側では全く保護されていない、または一国内において、ある「少数言語」は法的に保護されているのに別の「少数言語」はそうではない、といった現象が問題視されるようになる。一国内の言語政策としてではなく、多国間協議の重要性やマイノリティの権利に関する一貫した方針の必要性が徐々に認識され、70年代以降さまざまな国際機関でマイノリティの言語や文化に対する決議案が出されるようになった¹⁰。

ヨーロッパレベルでは、ECの加盟国が増加し、「多言語的ヨーロッパ」が「共通語としての英語」の浸透に対置して強く意識される中、「ヨーロッパの言語政策」が明確化していく。各国間の文化と言語の平等を主張し、世界的な英語の特権化を批判するのであれば、一国内での「国語」

の特権化においても再検討を加え、少数言語に目を向けなくてはいけなくなるのは、論理的には当然の成り行きであった。ヨーロッパ内少数言語についての「アルフェ・レポート」が1981年にヨーロッパ議会で決議され、それをもとにECレベルの少数言語政策を遂行するEBLUL (European Bureau of Lesser Used Languages, 低頻度使用言語ヨーロッパ事務局) が1982年に設立された¹¹。

さらに90年代にはいと、言語についての権利の規定が急速に精密化し、「人権」として認知されるにいたるようになった。このような「言語的人権」の制度化の試みが結実したのが、1992年にヨーロッパ審議会 (Conseil de l'Europe) で採択された欧州地域少数言語憲章と、1996年バルセロナで発表された「世界言語権宣言¹²」である。

「マイノリティの権利」の中でも特に言語についての権利が人権として焦点化され、条文として提示されるようになった背景には、60年代・70年代には自明の理念とみなされていた「マイノリティ」の権利保護や「民族自決」が、冷戦後に十分な合意が得られなくなったことが考えられる。国際法における「マイノリティ」の定義が合意を得ることができなかった¹³のに対し、「少数言語」の定義は（「領域的言語」と「非領域的言語」の区別という問題はあるにせよ）比較的合意が得やすかった上に、その言語を使用するための「集団の権利」が承認されやすかった。また、国内少数言語を使用する権利を保障することで、国家にとっては国内マイノリティの民族主義的分離・独立運動に対するガス抜き機能を果たす形にもなった。少なくとも欧米諸国においては、民族主義的運動は言語問題へと収斂させる方向にうつったともいえるであろう。

現在ある程度精緻化され、明文化されつつある「言語的人権」は、要約すると以下のようなものである¹⁴。

- 1.すべての社会集団は、一つまたは複数の言語に肯定的帰属意識を持つ権利、およびその帰属意識を他者から認められ尊重される権利を有する。
- 2.すべての児童は、自集団の言語を十分に習得する権利を有する。
- 3.すべての人は、あらゆる公式の場で自集団の言語を使用する権利を有する。
- 4.すべての人は、自身の選択に従って、居住国の公用語のうち少なくとも一言語を十分に習得する権利を有する。

この「言語的人権」の概念は、しかし、実際に行使しようとするときさまざまな問題点がうかびあがってくる。

まず第一に、そもそも言語が権利の問題になるとはどういうことなのだろうか。言語的人権を適用すべき主体とは「言語話者一般」や「言語一般」ではなく、権利が現に剝奪されている、またはかつて剝奪されていたために存在そのものが脅かされているような言語を話す、話者／話者集団として想定されている¹⁵。そもそも「言語を使用すること」そのものを権利としてあつかうことはできないであろう。人は何らかの形でことばを使わずにはいられないため、その事象自体

を「剝奪」することはできないからである。ここで問題とされているのは、言語の「選択」の権利であり、個々の言語はある程度「取り替え可能なもの」として、かつ、(社会的条件さえ整えば)それぞれの場面で公用語と対等に選択しうるような均質で平等なものとしてとらえられている。

しかし、「剝奪されうる／剝奪されている／剝奪されてしまったことば」としての少数言語の使用が権利としてとらえられる一方で、少数言語の保護の理由は、その「言語共同体」の成員にとつての「かけがえのない／取り替えのきかない言語＝母語」だから、として説明される。言語的人権のもっとも重要な要素は、「母語がいかなる言語であろうと、そのことばによって子供達が教育される権利¹⁶」である。しかし、ある言語を剝奪される、ということは、何らかの言語によって取り替えられたということである。剝奪されてしまった結果「取り替え可能」なまでに衰退してしまった言語の場合は、「母語」でもなく「自集団の言語」ともいきれなくなっていることも多い。そうなってしまうと、権利主体である「少数言語の話者」を規定することは決して容易ではない。剝奪されているからこそ権利が主張できるはずが、剝奪されてしまった後では権利主体にはなりえないのである。

第二に、「言語的人権」を行使する主体は誰なのだろうか。「言語的人権」は、ある言語に帰属し公的に使用する自由という「個人の権利」として措定するだけでは十分ではなく、その権利が保障されるよう言語集団が存続する権利、ある集団がある言語を選択する権利など、「集団の権利」としても措定されているべきと考えられている¹⁷。なぜなら、そもそも言語は一人では成立しえないし、「少数言語」は近代言語社会において「個人の選択の自由」という、まさに「個人の人権」において選択されなかったために「少数言語」となってしまったという歴史的経緯があるためである。「言語的人権」を話者に保障するためには、少数言語話者個人に対する「非差別規定 (non-discrimination)」だけでは充分ではなく、言語集団に対する積極的な保護政策が必要となる。その視点が「言語的人権」の新しさであり特徴でもある。

しかし、現実に政策を行う「集団の主体」とは、現存する主権国家という集団の主体である¹⁸。前述した「少数言語話者 (集団)」という権利主体の規定も、主権国家が行うのが実情である。少数言語の話者集団の命運は主権国家の裁量に大きく左右されることになる。そうなれば、自らの手で自集団の言語の正常化政策を行うことこそが話者集団の「言語的人権」を達成するものとして、従来の国家による言語政策から抜け出そうとする話者集団が現れることは充分考えられる。「言語的人権」の具体的な達成モデルは、いち早く国内の言語法をうち立てたスペイン (カタルーニャ、バスク)、カナダ、ベルギー、スイスなどの「連邦制国家」であり¹⁹、「言語集団」の「集団」としてのモデルは、言語を管理する主体としての「国民国家」である。「言語的人権」に基づく話者集団は、「自集団の言語」が居住国の公用語を排除せずに公用語としての地位を確立しようとする「公共性 (co-officiality)」をめざし、話者はバイリンガル以上の能力をもつことを前提とするため、いわゆる分離・独立を志向するナショナリズムとは一線を画すとはいえ、「公的な場面」を管理する権限をあらそう集団どうしの政治的対立、という問題は残る。極端に

例えば、ある話者集団が、権利主体として「言語的人権」を行使するための手段は、従来の国家が「国語」だけでなく少数言語も管理するような政策を求めると、国家に対して責任主体としての権限を譲り渡すよう求めるか（連邦制）のどちらかなのである。ここではそもそもの言語問題を作り出した根本的な原因である「国家＝言語」の制度そのものは温存されている²⁰。

では、「言語的人権」が実際に適用されるにあたって、上述の問題はどのように扱われたのだろうか。欧州地域少数言語憲章に署名した際のフランスの状況をみてみたい。

3. フランスにおける少数言語と欧州地域少数言語憲章

フランス国内におけるマイノリティ・ナショナリズムの活動は、他の欧米諸国と同様に60、70年代に活発になったが、その後80年代には衰退した。少数言語の学校教育への導入については、70年代以降いくつかの政令によって多少整備されたが²¹、フランスにおける少数言語に関する法律は、現在でも1951年に制定された、中等教育における「地方言語および方言の教育」を許可する、いわゆる「ディクソヌ法²²」のみである。現在も、フランスは西欧諸国の中で少数言語に対してもっとも不寛容な政策をとっている国として知られている。

フランスにおける少数言語擁護運動においては、70年代に、南フランスのオクシタン語 (l'occitan) の復権をめざすオクシタニスム運動²³においてパンフレットのスローガンなどで「*dreit a la paraula* (ことばへの権利)」という文言が現れたこともあったし、81年のミッテラン政権誕生後「相違への権利 (*droit à la différence*)」が80年代を象徴するキーワードともなったが²⁴、その後「言語的人権」を志向する方向にはあまり動かなかったといえる。

その原因としては、まず、なによりもフランスが「集団の権利」を全く認めない共和国原理による国民国家体制を作り上げていることが挙げられよう。マーストリヒト条約発効直前、そして欧州地域少数言語憲章のヨーロッパ審議会採択直前の1992年、フランス憲法第2条に「共和国の言語はフランス語である」という条文が加えられ、むしろフランス語と共和国の結びつきは強化された。

さらに、フランス国内の少数言語が、もはや「権利」として主張できないほど衰退してしまっていることもある。マイノリティ・ナショナリズム運動の失敗は、「オクシタニスム」の運動のように、言語共同体としての同定困難・その決定的崩壊という帰結も生みだした。現在オクシタン語は、この言語を母語とする話者はほとんど存在せず、その言語領域の名称「オクシタニー (l'Occitanie)」はその話者からすらも否定され、地理的確定が困難な状況である²⁵。母語話者の激減、諸方言の分裂、地理的領域や話者人口の確定困難などは、日本の少数言語においてもみられる現象であろう。

それにもかかわらず、むしろだからこそ、フランスはこの欧州地域少数言語憲章に署名することができた。その後この憲章は「違憲判決」を受け、宙にういた状態になっているが、署名にあたっておこった議論は、この欧州地域少数言語憲章の特徴とともに、「言語的人権」がはらむ問題

を端的に示すことになった。

欧州地域少数言語憲章²⁶は、批准した国に対して法律の整備を求める拘束力をもつ、初めての「国際的」な取り組みとあってよいが、その一方で加盟国41カ国の多様な言語状況を配慮し、多くの加盟国にとって署名・批准が可能になるよう、きわめて柔軟な、悪く言えば消極的な方式をとっている。その署名においては、第III部以降の98項ある具体的・段階的な少数言語の使用場面のうち、最低限34項を採択すればよい（つまり、一度に全部採択しなくてもよい）という「ア・ラ・カルト」なシステムであり、条文にも「可能な限り」「適切に」などの譲歩的な表現が多い。

また、その前文において「地域言語または少数言語を私的・公的な生活において使用することは侵すべからざる権利である」こと、加盟国が「地域言語または少数言語を保護・促進することは民主主義と文化の多様性の原則によって構築されたヨーロッパにとって重要である」ことが宣言されているが、その一方で国家主権と国土の保全、公用語の重要性はそこなわれないことも明記されている。この憲章は、国民の言語の選択権を国家にゆだねるという方法によって、「少数言語話者」の権利を達成させるという戦略を用いていることになる。ここでは主体はあくまで加盟国である主権国家である。さらに、「共通の遺産」であり「ヨーロッパの文化的伝統と豊かさ」の源泉である「伝統的にある国の領土で話されていた」言語のみが保護の対象とされ、移民の言語は原則的に排除されていることも注目するべきであろう。

欧州地域少数言語憲章の署名前、フランスのリオネル・ジョスパン首相は幾人かの専門家に「フランスにおいて憲章の批准が可能か」についてのレポートを作成するよう依頼している。そのうちブルターニュ地方の、カンペール市長ベルナル・ポワニャン氏のレポート²⁷（1998）と、法学者ギー・カルカッソヌ氏のレポート²⁸（1998）は、「フランスは欧州地域少数言語憲章を署名し、批准する準備をするべき²⁹」であり、「欧州地域少数言語憲章はフランス憲法と相容れないものではない。（…）憲法の改訂は必要ない³⁰」という結論を出しているが、それは「共和国は我々の共通財産であり、フランス語が我々の共通の言語であることをこのレポートの始めに明確にしておくことは非常に重要である³¹」ことや、「欧州地域少数言語憲章の目的は諸言語を保護することであって必ずしもその話者に侵すべからざる権利を与えることではなく、さらに、これらの言語がフランスの共有文化遺産に属することは了解済みである³²」ことを強調する形によってであった。すでに国内少数言語は、共和国原理とその具現物たるフランス語の卓越性を脅かすだけの力がないと判断されたからこそ、憲章は違憲にはならないのである。

そして、セルキリーニ氏のレポート「フランスの諸言語（Les langues de la France）」³³で提示された「欧州地域少数言語憲章が適用されるべき言語リスト」には、署名国の中でも極端に多い75言語がならべられた（表1）。これには旧植民地の言語、海外領土の言語、そして、他の国家の公用語になっていない移民の言語も含まれている³⁴。「言語の領域性」は、「間違っているのと同時に危険でもある³⁵」と判断された結果であった。実際に「伝統的に国家の領土内で話されていた言語」であっても、その「領域」が自明なものではない（カリブ・クレオール語話者やコルシカ語

話者は、パリ周辺地域に最も大きな話者集団を形成している³⁶⁾以上、「非領域的言語」である移民の言語と根本的な差があるわけではない。共和国原理と「全ての言語の平等」を考慮すれば、「フランスの諸言語」の平等を主張するのは全く合理的なことであった。

(表1) 共和国領土内でフランス国民に話されている言語 (B.Cerquiglini, 1999)

フランス本土 (France métropolitaine) - 21言語

- dialecte allemand d'Alsace et de Moselle
- basque
- breton
- catalan
- corse
- flamand occidental
- francoprovençal
- occitan (gascon, languedocien, provençal, auvergnat-limousin, alpin-dauphinois)
- langues d'oïl : franc-comtois, wallon, picard, normand, gallo, poitevin-saintongeais, bourguignon-morvandian, lorrain.
- berbère (フランスで話されている様々な変種において)
- arabe dialectal (フランスで話されている様々な変種において)
- yiddish
- romani chib (ツィガーマの言語。フランスにおいてはsinti, vlax, calòの方言変種が代表的)
- arménien occidental

海外県 (Départements d'Outre Mer) - 15言語

- créoles à base lexicale française : martiniquais, guadeloupéen, guyanais, réunionnais.
- créoles bushinenge (à base lexicale anglo-portugaise) de Guyane
: saramaca, aluku, njuka, paramaca. (最後3つのクレオール語は同一の言語とみなすこともできるが、その集合を表わす総称がない。)
- langues amérindiennes de Guyane : galibi (ou kalina), wayana, palikur, arawak proprement dit (ou lokono), wayampi, émerillon.
- hmong

海外領土 (Territoires d'Outre Mer) - 39言語

- ・ニューカレドニア
- kanakの28言語 :
Grande Terre : nyelâyu, kumak, caac, yuaga, jawe, nemi, fwâi, pije, pwaamei, pwapwâ, dialectes de la région de Voh-Koné, cêmuhi, paici, ajië, arhâ, arhö, ôrôwe, neku, sîchë, tîri, xârâcùù, xârâgùrè, drubéa, numèè.
Iles Loyauté : nengone, drehu, iaai, fagauvea.
(paici, ajië, nengone, drehu語については領土内において中等教育に導入され、バカロレアの任意選択科目となっている)
- ・フランス領ポリネシア
- tahitien

(タヒチ語は領土内において中等教育に導入され、バカロレアの任意選択科目となっている)

- marquisien
- langue des Tuamotu
- langue mangarévienne
- langue de Rurutu (Iles Australes)
- langue de Ra'ivavae (Iles Australes)
- langue de Rapa (Iles Australes)
- walissien
- futunien
- ・マイヨット
- shimaoré
- shibushi

その後、この欧州地域少数言語憲章は1999年6月に憲法院によって違憲判決をうけたが³⁷、その根拠も、憲章III部でフランスが採択した39項の具体的な措置が問題なのではなく、あくまで「集団の権利」「地域言語または少数言語の領域性」が共和国原理と適合しないため、というものであった³⁸。言語的人権を具体的な形で明文化したこの欧州地域少数言語憲章の諸政策は、「集団の権利」も、そもそも「言語的人権」それ自体を全く考慮しないで行うことも可能であること、さらには欧州憲章がうち崩せなかった「領域的言語／非領域的言語」の区別による権利の制限を、むしろ「言語的人権」を認めないフランス共和国原理の方が簡単に飛び越えることができちゃうことが明らかになった。

フランスの共和国原理への偏狭なこだわりや欧州地域少数言語憲章の理念を歪曲したことを批判するのは簡単である。抜け穴の多すぎる欧州地域少数言語憲章の規定を批判することもできるだろう。しかし、欧州地域少数言語憲章が当然批准する見込みがなさそうであることに対し、少数言語話者団体には失望の色がみられる一方で、ある種のさめた反応があることも見逃せない。「欧州地域少数言語憲章はなにももたらさない³⁹」という反応は、最初から批准されるはずがないと思っていたというあきらめ、「保護されるべき少数言語」として認められたとしても、十全な公的使用に耐えられるだけの力はもはやこの言語と話者にはないのではないか。という不安、そして「少数言語の復権のレベル」を選択するのは話者自身ではなく国家であるという厳然たる事実（適用されるべき少数言語の選択／III部の98項目の選択）、これらの反映であろう。つまり、欧州憲章によって具体化された言語的人権の理念は、自分たちにはとどかないという認識があらかじめあったのではないか。これは例えばアイヌ語話者が「言語的人権」を持ちうるかと考えた際、比較的さめた反応をせざるを得ないような状況⁴⁰と似通った部分がある。「少数言語を選択すること」そのものが権利であると認められたとしても、現実の選択肢の中に「ある言語」が含まれること、そもそも含まれるような「ある言語」として確立できるかどうかは別のことである。75言語のリストを眺めていると、「全ての言語は平等である。しかし、ある言語は、他のものよりももっと平等である」というオーウェルのアンチ・ユートピアを想起せずにはいられない。

4. 「言語的人権」の射程と限界

「言語の絶対的平等」というイデオロギーに基づき、したがって言語間の不平等を糾弾する各種の言語権宣言は、しかし、「言語への権利」の名の下で決定的な選別が行われていることをともすれば見落としがちになる。欧州地域少数言語憲章や言語権宣言が適用可能で、話者にとって「選択肢」として立ち上がるような少数言語は、実はそれほど多くはない。逆に言えば、「言語的人権」を与えることによってある地域で十全な「公用性」を持ちうるような言語は、そもそも「少数言語」とはいえないのではないか。「公用性」の適用から排除されかねない言語こそ保護・促進につとめなくてはいけないというのが「言語的人権」の主旨であるはずが、「言語的人権」が具体的な措置を要求すればするほど、「正常化」という一元的な価値観の下で「権利の対象になりうる言語」と「なり得ない言語」の区別が厳密になっていく。どのレベルまで公的に使用しうるのか、伝統的な地理的領域をもっているかどうか、話者の母語であるかどうか、書き言葉をもっているか（持ちうるか）どうか、そして、「固有言語」とみなされないため最初から選択肢としてほとんど考慮されていない言語の諸形態（方言、階層・年代などの変種）など、言語の社会的な在り方が乗り越えられるべき障害となり、それぞれの内在的本質として「選択されない」理由となる。さらには、「言語的人権」のもとで「選択されなかった言語」は、そもそもく本来的に> 選択肢ですらなかったとされ、問題化することも困難になる可能性はすてきれない。セーフティネット⁴⁾としての「言語的人権」は、現在のところ「少数言語」の危機的状况を救うようには機能しているとはいえない。

少数言語保護を「権利」の名の下で主張したことは、確かに大きな成果を生み出した。「人権」という価値を認める国であれば、少数言語を保護することは当然認めるべきであるとされ、少なくとも現在、多言語的・多文化的状況が表立って非難されることはあまりない。「フランスには言語問題はない、なぜならフランスにはフランス語以外のまともな言語は存在しないから」という姿勢をつらぬいてきたフランスですら、大論争ののちに欧州地域少数言語憲章の署名にまでこぎつけたことは、その成果の典型例であろう。

しかし、多言語状況とは、たとえば話者、地理的歴史的領域、言語の名称の確定すら困難になるというような、言語の様態や言語と話者の関係そのものの多様化した状況をも示している。「言語的人権」を「私的領域から公的領域へ（＝正常化）」という一元的な価値のもとでの細かい段階づけによって行使しようとすることは、結局は「選ばれなかった言語＝少数言語」を抑圧する構造を生み出しはしないだろうか。むしろ行うべきはいかなる場面でいかなる形の「少数言語」を使用することが可能で、適切でありうるかをアピールすることで、「近代国民国家」の枠組みの中で公／私で厳密に区切られてきた言語の使用領域の文脈を相対化するような試みであろう。現に「少数言語」は「公」（国家やマスメディアに代表される空間）でも「私」（家族に代表される空間）でもないところの居場所を見出しつつある（市民サークル、Associatifな教育活動、

多チャンネル時代の中小メディア、双方向インターネットメディア、観光資源としての経済活動など)。そして欧州地域少数民族言語憲章の署名と違憲判決のプロセスによって「近代国民国家」理念と「言語的人権」の問題点が鋭角的にうかびあがる結果となったフランスは、まさしくそのような試みを行うのに好都合な状況でもあるといえるだろう。

¹ Phillipson, R., 1992, *Linguistic imperialism*, Oxford University Press, Pennicook, A., 1994, *The cultural politics of English as a international language*, Longman, 日本語文献では三浦信孝・糟谷啓介(編), 2000, 『言語帝国主義とは何か』藤原書店、など参照。また、日本においては1999年の「21世紀日本の構想」懇親会報告における「英語を第二公用語に」という提言が話題になった。船橋洋一, 2000, 『あえて英語公用語論』文春新書参照

² 近年、日本においても危機言語に関する研究が進み、大規模な研究プロジェクトが企画され、関係文献の翻訳が相次いでいる。1995年11月に東京大学で開催された「危機言語についての国際シンポジウム」の原稿集は、Matsumura, K., 1998, *Studies in Endangered Languages*, Hituzi Syoboにまとめられている。そのほかダニエル・ネトル/スザンヌ・ロメイン, 2001, 『消えゆく言語たち』新曜社、R.M.W.ディクソン, 2001, 『言語の滅亡』岩波新書など参照。

³ 「正常化」とはカタルーニャ社会言語学における重要タームである。カタルーニャ語とカステリーリャ語の対立の中でカタルーニャ語が使用できる場面や場所が制限されていることを「異常」ととらえ、あらゆる場面においてカタルーニャ語を使用すること＝「正常化」のためにさまざまな言語政策をとっていくことをいう。1983年のカタルーニャ自治政府の法律*Llei de Normalització Lingüística a Catalunya* (カタルーニャ言語正常化法)、Boyer, H., 1991, *Langues en conflit*, l'Harmattan, Calvet, L.-J., 1996, *Les politiques linguistiques*, Que sais-je? (L.-J.カルヴェ, 2000, 『言語政策とはなにか』白水社) p.11など参照

⁴ des Varenes, F. 1996, *Language, Minorities and Human Rights*, Martinus Nijhoff Publishers, p.4-32

⁵ Skutnabb-Kangas, T./Phillipson, R.(ed.), 1995, *Linguistic Human Rights; Overcoming Linguistic Discrimination*, Mouton de Gruyter, p.74-79

⁶ ロバート・フィリップソン/トーヴェ・スクトナブ＝カンガス, 1999, 「言語的不正と言語権」 in 『ことばへの権利 言語権とはなにか』三元社, p.107

⁷ Skutnabb-Kangas, /Phillipson, 1995, *ibid*, p.77

⁸ Calvet, 1996, *ibid*, p.4-9

⁹ 各国言語法はdes Varenes, 1996, *ibid*, Appendix 参照。

60年代以降に制定された欧米諸国の主な「言語法」は以下の通りである。

ベルギー； 1963年「教育における言語的制度化法」「行政に関する言語の使用についての法律」

(1930年代に3つの言語法によって「地域別単一言語主義」の導入

1968年から70年にかけて憲法改正による連邦制の促進

イギリス・ウェールズ； 1967年「ウェールズ語法」

カナダ・ケベック； 1974年「公用語法」

1977年「ケベック・フランス語憲章」「法令101号」

スペイン・バスク； 1982年「バスク語使用正常化法」

スペイン・カタルーニャ； 1983年「カタルーニャ言語正常化法」

1998年「カタルーニャ言語政策法」

スペイン・ガリシア； 1983年「ガリシア言語正常化法」

ルクセンブルク； 1984年「行政および司法制度における言語使用についての法律」

(ルクセンブルグ語がlangue nationaleと規定される)

スオミ (フィンランド)・サーミ語; 1992年「サーミ言語法」

ノルウェー・サーミ語; 1992年「サーミ言語法」

イタリア; 1999年 少数言語・地域語についての大統領令

¹⁰ 1994, *Vade-Mecum, Guide des documents légaux des structures d'appui et des programmes d'action concernant les langues moins répandues d'Europe*, EBLUL

¹¹ ヨーロッパレベルでの少数言語政策については、原聖, 1991, 「EC流『国家離れ』と少数言語の可能性」, in 梶田孝道・宮島喬編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂 参照

¹² <http://www.troc.es/mercator/dudl-gb.htm>. 日本語訳は言語権研究会編, 1999, *ibid.*, p.161-184参照

¹³ Hamel, R-E., 1997, "Introduction : linguistic human rights in a sociolinguistic perspective", in *Linguistic Human Rights*, International Journal of the Sociology of Language no.127, p.5

¹⁴ Skutnabb-Kangas, 1995, *ibid.*, p.98-99

¹⁵ Hamel, R-E., 1997, *ibid.*, p.7

¹⁶ Skutnabb-Kangas, T., 2000, *Linguistic Genocide in Education or Worldwide Diversity and Human Right?*, Lawrence Erlbaum Associates 参照

¹⁷ 1994, *Du droit individuel au droit collectif (langues vivantes 2)*, EBLUL

¹⁸ Skutnabb-Kangas /Phillipson, 1995, *ibid.*, p.96

¹⁹ Skutnabb-Kangas /Phillipson, 1995, *ibid.*, p.71

²⁰ Brookes, H./Brice Heath, S., 1997, "Book Review; Linguistic Human Rights (Skutnabb-Kangas, T./Phillipson, R.(ed))" in *Linguistic Human Rights*, International Journal of the Sociology of Language no.127, p.207

²¹ フランスにおける「地域語」復権運動の現状については、原聖, 1997, 「フランスの地域言語」 in 三浦信孝編『多言語主義とは何か』, 藤原書店 参照

²² Loi N.51-46 du 11 janvier 1951, relative à l'enseignement des langues et des dialectes locaux

²³ オクシタニスム運動については、1989, *Mort et ressurrection de monsieur Occitanisme? Amiras No.20*, Edisud/Obradorsなど参照

²⁴ Giordan, H. 1982, *Démocratie culturelle et droit à la différence*, Documentation française

²⁵ 「オクシタン語」や「オクシタニー」の定義にもなる困難については、佐野直子, 1997, 「『少数言語』の新しい在り方—オクシタン語の場合」, in 「言語・国家そして権力」田中克彦・山脇直司・糟谷啓介(編), 新世社参照

²⁶ 憲章の全文は <http://www.bzh.com/identite-bretonne/charte.html> (フランス語の原文)、des Varennes, 1996, *ibid.*, p.340-349 (英語の原文)、また日本語での解説は長谷川秀樹, 2000, 「現代フランスにおける言語問題 —地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって—」立命館国際研究12巻3号 参照。

²⁷ Poignant, B., *Langues et cultures régionales : rapport au Premier ministre*, Documentation française (http://www.ladocfrancaise.gouv.fr/cgi-bin/multitel/CATALDOC/accueil_df)

²⁸ Carcassonne, G., 1998, *Etude sur la compatibilité entre la Charte européenne des langues régionales ou minoritaires et la Constitution : rapport au Premier ministre*, Paris : Premier ministre (http://www.ladocfrancaise.gouv.fr/cgi-bin/multitel/CATALDOC/accueil_df)

²⁹ Poignant, 1998, *ibid.*, IV-E)-3

³⁰ Carcassonne 1998, *ibid.*, §190

³¹ Poignant, 1998, *ibid.*, II-A

³² Carcassonne 1998, *ibid.*, §190

³³ Cerquiglioni, B., 1999, *Les Langues de France : rapport au ministre de l'éducation nationale, de la recherche et de la technologie et à la ministre de la culture et de la communication*, Paris :

Ministère de l'éducation nationale, de la recherche et de la technologie, (http://www.ladocfrancaise.gouv.fr/cgi-bin/multitel/CATALDOC/accueil_df)

³⁴ 移民の言語を「フランスの諸言語」とみなしてことについての論議は、サレム・シャケール, 2000, 「欧州地域語・少数言語憲章は憲法違反か? 一言語政策演習」, in 三浦信孝・糟谷啓介編, 『言語帝国主義とは何か』藤原書店を参照。

³⁵ Carcassonne 1999, *ibid.*, §8

³⁶ Carcassonne 1999, *ibid.*, §8

³⁷ Décision No 99-412 DC du 15 juin 1999

³⁸ フランス共和国憲法と欧州憲章における「人権」概念のずれの問題については、長谷川秀樹, 2001, 「フランスにおける『地域語』と人権—ヨーロッパ地域少数言語憲章とフランス共和国憲法」 in 『フランスの人権保障—制度と理論』山下健次・中村義孝・北村和生(編)、法律文化社参照。

³⁹ Espilondo, J., 1999, "Charte européenne des langues régionales ou minoritaires : la question politique" in Clairis C. et al., *Langues et cultures régionales de France*, L'Harmattan, p.113

⁴⁰ 言語権研究会編, 1999, *ibid.*, p.65

⁴¹ 糟谷啓介, 2000, 「エピローグ; 言語帝国主義論の射程」, in 『言語帝国主義とは何か』, 三浦信孝・糟谷啓介編), 藤原書店